



平成 27 年 5 月 12 日

各 位

上場会社名	東京エレクトロン デバイス株式会社
代表者	代表取締役社長 徳重 敦之
(コード番号	2760)
問合せ先責任者	総務部長 土肥 健史
(電話	045-443-4000)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 17 日開催予定の定時株主総会の議案として「定款一部変更の件」を付議することにつき決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) コンピュータシステム関連事業における業容の拡大を図るため、現行定款第 2 条（目的）に定める事業目的の追加を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 90 号）」が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、責任限定契約を締結できる会社役員が変更されました。  
これに伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、第 26 条（社外取締役との責任限定契約）及び第 34 条（社外監査役との責任限定契約）の規定の一部を変更するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1条 <条文省略>	第1条 <現行どおり>
第2条(目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 半導体等の電子部品の製造、販売、仲介 2. 電子機器用部品の製造、販売、賃貸、仲介 3. 通信機器、計測機器、制御機器等の製造、販売、賃貸、仲介 4. コンピュータおよびその周辺機器の製造、販売、賃貸、仲介 5. コンピュータシステムの製作、販売、賃貸、仲介 6. ソフトウェアの製作、販売、賃貸、仲介 7. 前各号にかかわる設計、開発、保守、検査、加工 8. 建設業 9. 前各号に付帯または関連する特許権その他工業所有権の取得、譲渡およびその仲介 <新設> 10. 前各号に付帯または関連する一切の業務	第2条(目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 半導体等の電子部品の製造、販売、仲介 2. 電子機器用部品の製造、販売、賃貸、仲介 3. 通信機器、計測機器、制御機器等の製造、販売、賃貸、仲介 4. コンピュータおよびその周辺機器の製造、販売、賃貸、仲介 5. コンピュータシステムの製作、販売、賃貸、仲介 6. ソフトウェアの製作、販売、賃貸、仲介 7. 前各号にかかわる設計、開発、保守、検査、加工 8. 建設業 9. 前各号に付帯または関連する特許権その他工業所有権の取得、譲渡およびその仲介 10. <u>労働者派遣事業</u> 11. 前各号に付帯または関連する一切の業務
第3条~第7条 <条文省略>	第3条~第7条 <現行どおり>
第26条(社外取締役との責任限定契約) 当社は、 <u>社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u>	第26条(取締役との責任限定契約) 当社は、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。
第27条~第33条<条文省略>	第27条~第33条<現行どおり>
第34条(社外監査役との責任限定契約) 当社は、 <u>社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u>	第34条(監査役との責任限定契約) 当社は、 <u>監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u>
第35条~第38条<条文省略>	第35条~第38条<現行どおり>

3. 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日  
(2) 定款変更の効力発生日

平成27年6月17日(予定)  
平成27年6月17日(予定)

以上